意匠制度研究

意匠法の問題圏　第35回
――関連意匠制度の課題

京橋知財事務所 弁理士　梅澤　修

はじめに

平成10年一部改正で導入された関連意匠制度は、それ以前の類似意匠制度における類似意匠権の不明確さを修正し、関連意匠は本意匠と「同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能」とした*1。そして、平成10年一部改正では本意匠と同日出願のみ関連意匠が認められていたが、「追加的にバリエーションを開発する」創作実態や関連意匠を「本意匠出願時に準備することは困難である」との指摘を受け、平成18年一部改正により、本意匠の意匠公報の発行日前まで関連意匠の出願ができるように改めた*2。さらに、「一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観」を築く傾向が加速し、「長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘」を受け*3、令和元年改正により、「①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化、②関連意匠の出願可能な期間の延長③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化」*4が行われた。

なお、平成10年改正前の類似意匠制度も、モデル・チェンジ等のデザイン創作を保護するための制度であり、明治32年意匠法から、新規性喪失の例外として、「自己の登録意匠と類似する」意匠を登録する制度であった*5。また、類似意匠の意匠権の効力については拡張か確認かの争いがあり、「類似意匠登録の保護範囲は、通常の意匠登録と同様、類似意匠に類似する範囲にまで及ぶ（拡張説）…制度として位置づけるべきであったろう」との見解もある*6。

したがって、旧類似意匠制度と比較して、最も大きな相違点は、令和改正の関連意匠制度では、関連意匠を本意匠とする関連意匠の連鎖的な登録を認めたこと（①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化）にある。『意匠審査基準』（令和２年３月、以下『基準』という。）（Ⅴ部3.1）２頁は、連鎖する関連意匠の説明図を掲げている［図１］。そして、現在の関連意匠制度を考える上で、最も重要なことは、平成10年改正により部分意匠制度が導入されたことであり、かつ、平成31年（2019年）５月『基準』改訂によって、「全体意匠と部分意匠であっても先願の規定の適用について判断する」ようになり、部分意匠と全体意匠とが関連意匠として登録を受けることが認められたことである*7。

本稿は、関連意匠に関する登録事例を参照して、①全体意匠と部分意匠の関連意匠登録事例、②物品と建築物・画像の関連意匠登録事例、及び、③連鎖する関連意匠登録事例を紹介し、それらから見えてくる関連意匠制度の課題を検討するものである。

●図１

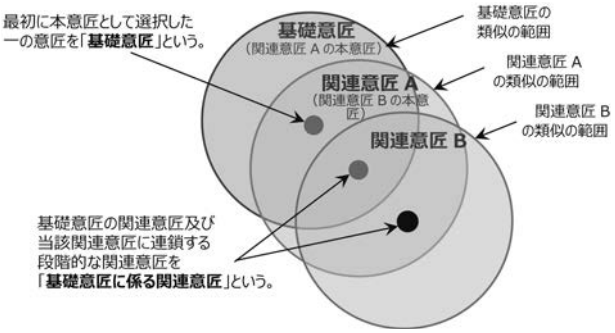

＊1 特許庁編『工業所有権法逐条解説［22版］』1282頁（令和４年７月）（以下『逐条22版』）。
＊2 特許庁『令和元年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』（以下『解説』）107頁、同旨前掲『逐条22版』1282頁。
＊3 前掲『逐条22版』1282-1283頁、同旨前掲『解説』107頁。なお『解説』107頁は、「一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援するため」とも述べる。下村圭子「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改定の概要」（AIPPI Vol.65 No.4（2020）12頁）14頁は、関連意匠につき、「長期にわたり、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とするため」とのみ述べる。
＊4 下村前掲「令和元年の意匠法改正と意匠審査基準の改定の概要」14頁。
＊5 特許庁意匠課『意匠制度120年の歩み』（2009年 特許庁HP）569頁。
＊6 田村善之『知的財産法（初版）』（有斐閣1999）315頁、同（第５版）378-379頁。
＊7 大峰勝士「最近の意匠審査基準改訂」特技懇299号（2020）13頁。

Ⅰ　全体意匠と部分意匠

物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠（全体意匠）と、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠（部分意匠）の間で、本意匠・関連意匠として登録されたものについて、特許庁HPで「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」として紹介されている［図2］。しかし、全体意匠と部分意匠とが関連意匠となるとしても、従来の類否判断基準が変更されたわけではない。「例えば「デジタルカメラのレンズ部分」といった、物品等の特徴的な部分を「意匠登録を受けようとする部分」とした典型的な部分意匠は、物品等の全体と比較して「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能や、物品等の全体に占める位置、大きさ、範囲が大きく異なり、先願の規定の適用を判断したとしても非類似となり、先願の規定の適用を判断しない場合と比べても実質的な違いはない」と説明されている＊8。そして、ここに挙げた登録事例もこの基準に適合したものであり、形状等の一部が意匠登録を受けようとしない部分とされた事例である。

しかし、令和改正によって新たな保護対象となった建築物と画像については、その形状等の判断については従来の考え方が通用するとしても、「物品等」に関する判断において従来とは異なる考え方が出ているように思われる。

＊8 大峰前掲（＊7）

●図2

意匠登録1660146
テーブル＜本意匠＞

意匠登録1660190
テーブル＜関連意匠＞

意匠登録1666706
椅子＜本意匠＞

意匠登録1683912
椅子＜関連意匠＞

●図３

意匠登録1529069　破風化粧板＜基礎意匠＞

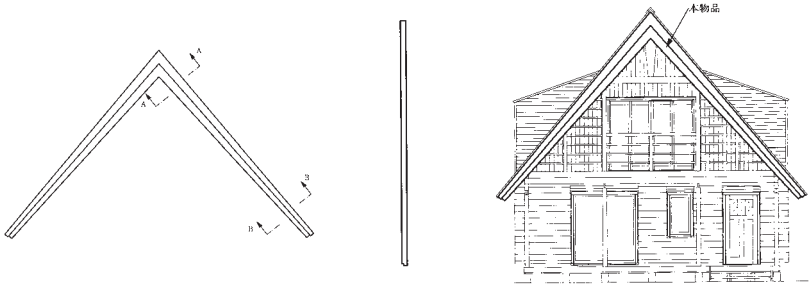

正面図　　右側面図　　使用状態を示す参考図

意匠登録1767191　破風化粧板を備えた住宅＜関連意匠＞

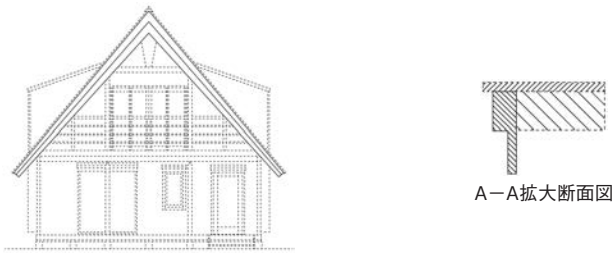

正面図　　A－A拡大断面図

Ⅱ　物品と建築物・画像

１．物品と建築物

本件建築物（破風化粧板を備えた住宅）意匠は、物品（破風化粧板）意匠を基礎意匠（本意匠）として関連意匠の登録を受けた事例である。本件関連意匠は、審判令和６・２・27（不服2023-012020）において登録されたものである［図３］。

『基準』（Ⅳ部２章6.2.3）15頁は、「建築物と物品の用途及び機能の類否判断」について、「建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」については、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似する」と述べる。本件審査の拒絶査定では、本件両意匠が類似するとの出願人の意見に対し、この『基準』の事例（組立家屋）は、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする本願意匠と、本意匠とされた破風化粧板との類否判断に適用されるもの」ではなく、「従来からの「全体意匠と、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の類否判断の通り、「破風化粧板を備えた住宅」に係る本願意匠と「破風化粧板」に係る本意匠とは、物品が大きく異なり、意匠全体の用途及び機能が類似するとはいえない」とし、両意匠は非類似と判断している。

この拒絶査定の考え方に対して、本件審決は、両意匠の相違点を以下のように認定する。すなわち、①「願書の意匠に係る物品の欄の記載について、本願意匠は「破風化粧板を備えた住宅」であるのに対し、本意匠は「破風化粧板」であるから、相違する」とし、②「本願部分と本意匠の範囲については、本願部分は、正面及び左右側面の正面側に表れる一部であるのに対し、本意匠は、全体意匠であるから、本願部分と本意匠の範囲は、相違する」と認定する。そして、その相違点の評価として、①「本願は、願書の意匠に係る物品の欄の記載によれば「破風化粧板を備えた住宅」であるから建築物の形状等について意匠登録を受けようとするものであり、かつ、破風化粧板を備えたものであることを当該建築物の有する機能上の特徴として掲げたものである。一方、本意匠は、意匠に係る物品を「破風化粧板」としたものであるが、破風化粧板とは、破風の一種で（化粧破風とも呼ばれる。）、切妻屋根を伴う建築物の屋

根裏を雨風から防ぐ目的でケラバの下側に取り付けて使用するものであるところ、それ以外の使用の目的は想定されない。したがって、両者の願書の意匠に係る物品の欄の記載が相違するとしても、本願意匠と本意匠は、実質的に用途及び機能が共通するものと判断できるから、願書の意匠に係る物品の欄の記載における相違は、本願意匠と本意匠の類否判断を左右しない」とし、②「正面以外の面は、使用状態において屋根の裏側に隠れてほとんど目に付かないものであるから、この相違は、本願部分と本意匠の類否判断を左右しない」とし、「相違点が類否判断に与える影響は小さいものであるから、本願意匠は、本意匠に類似する」と判断し、関連意匠の登録を受けることができると審決した。

物品等の類似について、拒絶査定では「意匠全体の用途及び機能」が相違すると捉えるのに対し、本件審決は、「願書の意匠に係る物品の欄の記載の相違」と捉え、共通点相違点の一つとして総合的に評価し類否判断をしている。拒絶査定が意匠全体の物品等の類似を意匠の類否判断の前提要件として判断していたのとは異なる判断手法である。審決は、意匠全体の物品等の類似を前提要件として判断せずに、本願部分意匠（建築物）と部品意匠（物品）との意匠自体の美感の類似の判断の中に「物品等の類似」を包含して、総合的に判断しているといえよう。

その総合判断を具体的に見れば、①本願部分意匠（建築物）については、「破風化粧板を備えたものであることを当該建築物の有する機能上の特徴として掲げたもの」とし、特に意匠登録を受けようとする部分の機能を重視して、物品等の用途機能を認定している。この審決の判断手法は、部分意匠は当該「部分を機能上の特徴」とした意匠であるから、部分意匠については、部分の用途機能を中心に意匠全体の物品（用途及び機能）の類似を判断する手法と理解される。すなわち、本願意匠は「破風化粧板を備えた（住宅）」であり、「住宅」全体の用途機能が小さいウエイトで認定されたものである。他方、②本意匠（部品意匠）については、住宅用の「破風化粧板」であり「それ以外の使用の目的は想定されない」専用部品であり、使用目的が限定されて、完成品（住宅）の使用目的と同一である。すなわち、間接的な用途を含めれば、本意匠も「（住宅の）破風化粧板」として「住宅」全体の用途機能を加味して認定される。

以上のように、①本願意匠（部分意匠）と②本意匠（部品意匠）の両方から接近してくる用途機能の認定を踏まえ、「したがって、両者の願書の意匠に係る物品の欄の記載が相違するとしても、本願意匠と本意匠は、実質的に用途及び機能が共通するものと判断できるから、願書の意匠に係る物品の欄の記載における相違は、本願意匠と本意匠の類否判断を左右しない」と判断したと思われる。

この審決の判断は、①部分意匠の用途及び機能の認定について、意匠に係る物品は「意匠全体の物品」（意匠全体の用途及び機能）であるとの認定と異なり、「部分を『機能上の特徴』とする意匠」として認定するものである。また、②専用部品意匠については、その使用目的である「完成品の用途機能を包含した部品意匠の用途及び機能」を認定すべきことになる。②専用部品意匠の認定については、従来から完成品における使用状態や使用目的等も考慮されていたが、①部分意匠については、部分意匠と全体意匠との類似関係が肯定された基準改訂（2019年５月）に伴う解釈の変化と推認される。部分意匠の「意匠全体の物品」認定が「純粋な全体物品」から「部分の用途及び機能を中心とした全体物品」に変更されたと推認される。

そして、審決の総合判断に見られるように、全体物品の用途及び機能は部分意匠の総合的な類否判断における「一考慮要素」と位置付けられ、類否判断の前提要件とはされていない。また、部分意匠は物品の部分の形状等に関する創作であるから、考慮要素の中心となるのは当該部分の用途及び機能であり、全体物品の用途及び機能は直接的な考慮要素ではなく、意匠の類否判断におけるウエイトが低い「背景構成」として考慮要素とされていると思われる。

●図４　意匠登録1626136
暑熱環境管理システム起動機能付き電子計算機

正面図

意匠登録を受けようとする部分の拡大図

意匠登録1705226
アイコン用画像

画像図

２．物品と画像

『基準』（Ⅳ部１章6.2.2.1）32頁では、画像意匠と物品意匠が類似する事例（「電子メール送受信用画像」と「電子メール送受信機能付き電子計算機」）を示して説明している。この事例では、「情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えない」ことを理由に、両意匠の用途機能は類似するとしている。

この『基準』に該当する関連意匠の登録事例が、「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」（特許庁HP）に挙げられている、「暑熱環境管理システム起動機能付き電子計算機」と「アイコン用画像」[図４]、及び、「ロープ張力測定機能付き電子計算機」と「ロープ張力測定用画像」である。「電子計算機」の情報処理機能は意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないと判断される事例である。

しかし、この『基準』では解釈が難しい登録事例として、基礎意匠1682233「デジタルカメラ」と関連意匠1720189（デジタルカメラ用）「設定用画像」がある［図５］。

本件関連意匠は審判（審判令和４・４・13不服2021-11836）で登録されたものである。しかし、本件審査の拒絶査定においては、設定用画像自体は撮

●図５

意匠登録1682233
デジタルカメラ＜基礎意匠＞

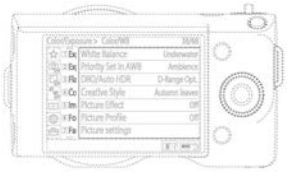

背面図

意匠登録1682587
デジタルカメラ＜関連意匠＞

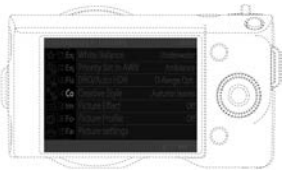

背面図

意匠登録1720189
設定用画像＜関連意匠＞

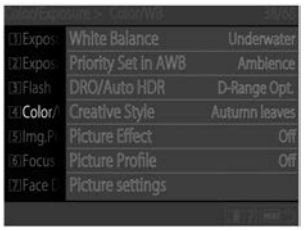

画像図

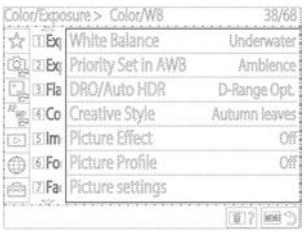

画像部分の拡大図

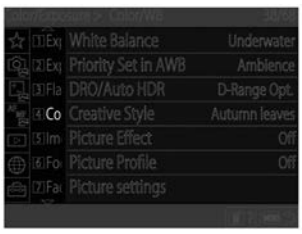

画像部分の拡大図

像機能等を有せず、「設定用画像に係る本願意匠と、デジタルカメラに係る本意匠とは、意匠全体の用途及び機能が類似」せず、両意匠は類似しないと判断されている。審判請求人は、①「物品が同一又は類似であること」はこれら意匠が類似することの要件とはならない、②物品が備える物理的な構成の用途及び機能そのものを殊更重要視すべきではない、③両意匠はその全体において用途及び機能が十分に共通している旨主張した。審決は、両意匠が類似する理由について全く述べずに、拒絶理由を発見できないので登録すべきものとしている。

たしかに、デジタルカメラの用途機能は、電子計算機のように「種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能」ではない。したがって、『基準』の事例を根拠として、設定用画像とデジタルカメラを類似物品ということはできない。これに対して、本件審決は、『基準』とは異なる理由により両意匠を類似と判断したのであり、それは、上記「破風化粧板を備えた住宅」事件と同様の判断手法により、両意匠を類似と判断したものと推認される。すなわち、「破風化粧板を備えた住宅」事件審決の判断手法で判断すると、本件基礎意匠は、願書の意匠に係る物品の欄の記載によれば（設定用画像を備えた）「デジタルカメラ」の部分意匠であり、かつ、設定用画像部分について意匠登録を受けた意匠であり、設定用画像を備えたものであることを当該デジタルカメラの有する機能上の特徴として掲げたものと認定できる。一方、本願意匠は、意匠に係る物品を「設定用画像」としたものであるが、設定用画像はデジタルカメラの設定目的で使用するものであるところ、それ以外の使用の目的は想定されない。したがって、両者の願書の意匠に係る物品の欄の記載が相違するとしても、基礎意匠と本願意匠は、実質的に用途及び機能が共通するものと判断できるから、願書の意匠に係る物品の欄の記載における相違は、類否判断を左右しない、と判断したものと推認される。このような判断手法によって、設定用画像に係る本願意匠とデジタルカメラに係る本意匠は類似すると判断できると思われる。

「破風化粧板を備えた住宅」事件における建築物（部分意匠）と物品（部品意匠）との類否判断、及び、デジタルカメラの「設定用画像」事件の物品（部分意匠）と画像意匠（部品意匠）との類否判断は同じ判断基準によるもの推認される。すなわち、部分意匠については、意匠登録を受けようとする部分の用途機能を「機能上の特徴」として重視し、部品意匠については「専用の使用目的」を重視して、両意匠の「実質的な用途及び機能」の類否を判断する手法である。両審決は、「意匠全体の用途及び機能」の類似について、拒絶査定のように前提要件とはせずに、意匠の類否判断における一考慮要素と位置付けて総合的な判断をしたと推認される。

３．意匠に係る物品の意義

１）意匠の類否判断手法の変化

以上のような「破風化粧板付住宅」及びデジタルカメラの「設定画像」の関連意匠登録の事例を見ると、物品等の垣根を超えた意匠の類似が認められているとともに、『基準』2019年改訂により、物品等の認定が願書の【意匠に係る物品】の記載のみに縛られない実質的な意匠の認定に変化し、これに伴い、意匠に係る物品（全体意匠の物品）の類似を類否判断の前提要件とせず、一考慮要素とする判断手法に変化してきたように思われる。このことは、以下の最近の裁判例にも見られる傾向である。

２）部分意匠と部品意匠の類似

（ア）部分意匠について部品意匠を対比した裁判例

知財高判令和元・７・３〔検査用照明器具Ⅱ〕平成30（行ケ）10181及び大阪高判令和元・９・５〔検査用照明器具Ⅰ・２審〕平成30（ネ）2523は、本件部分意匠（検査用照明器具）と引用意匠（ヒートシンク部品意匠）との類否判断において、両意匠の「物品が非類似」であると判断したにもかかわらず、両意匠の類否について検討している。物品が非類似であるにもかかわらず、「本件実線部分」と「引用意匠」との「機能」が共通することから、意匠自体（美感）

の類否を検討したものである。したがって、部分意匠における「意匠に係る物品」の類似性は類否判断の絶対的な「前提要件」ではなく、「物品の部分の用途機能」の共通性が重視されるべきものと理解される*9。

（イ）部品意匠について引用部分を対比した裁判例

知財高判平成29・１・24〔箸の持ち方矯正具Ⅰ〕平成28(行ケ)10167は、「箸の持ち方矯正具」（部品意匠）と引用意匠「箸」（矯正具付きの箸）とを「矯正具という機能」の共通性から類似物品と認定し、引用意匠の「矯正具部分」形状を対比している。本件〔箸の持ち方矯正具Ⅰ〕では、両物品が類似するとしているが、通常は「箸の持ち方矯正具」と「箸」は非類似物品と認定されるものである。したがって、本件は、箸に包含された「箸の持ち方矯正具部分の意匠」を対比対象（引用意匠）としたものと理解するのが妥当と思われる。すなわち、箸に包含される矯正具の部分意匠が引用意匠であると捉えるならば、意匠に係る物品（箸と矯正具）が非類似でも、出願部品意匠（矯正具）と「矯正具部分の用途機能」が共通する部分意匠は引用意匠となりうると解される*10。

３）物品の類似を前提要件としない類否判断

（ア）知財高判令和４・３・24〔ヘアキャッチャー２審〕令和３（ネ）10075（原審・東京地判令和３・９・７令和２（ワ）14629）は、意匠の類否判断の前提要件として「物品の類似」を判断せずに、意匠自体の美感の類似だけを直接判断したものである。特に、原審における類否判断の最初では、「本件意匠に係る物品はヘアキャッチャーであり、被告製品は排水口用ごみ受けフィルターであるから、物品として類似している」と述べるのに対して、本件控訴審（２審）は、この原審の判断を削除修正しており、類否判断の前提として両意匠に係る物品の類否について判断する必要がないことを、明確に説示したもの（美感一元テスト）と理解される*11。

（イ）知財高判令和６・１・29〔スチーム調理用蓋付きトレー２審〕令和５（ネ）10088（原審東京地判令和５・７・28 令和４（ワ）17015）は、被告意匠は本件意匠に類似せず、原告の請求はいずれも理由がないものと判断し、ほぼ原審を引用している。両裁判所の意匠の類否判断は、「物品の類似」を意匠の類似の前提要件としていない点が、上記知財高判令和４・３・24〔ヘアキャッチャー２審〕と同旨である*12。

４）美感一元テスト

これら最近の裁判例及び審決例を踏まえると、意匠の類否判断は、「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」を判断すればよく、「物品の類似」を前提要件とする必要はないとの手法（美感一元テスト）が確立されてきたと思われる。

＊９ 梅澤修［判批］（特許ニュースNo.15071・2019.12.11）。
＊10 梅澤修「意匠法の問題圏 第16回」DESIGN PROTECT No.115（2017）29頁以下。
＊11 梅澤修［判批］（特許ニュースNo.15921・2023.6.21）。
＊12 梅澤修［判批］（特許ニュースNo.16164・2024.6.20）。

Ⅲ　連鎖する関連意匠登録

１．関連意匠登録群の事例

複数の関連意匠が群として登録されている事例がある。これらは、大別すると、①基礎意匠を本意匠とする群[図６]、及び、②関連意匠を本意匠とし連鎖する群[図７]に分類される。これら群の関係については、特許庁特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で、関連意匠情報の表示形式「系図」において本意匠―関連意匠の関係が表示されるようになっている。なお、関連意匠は関連意匠群の中で類似する意匠であればいずれを本意匠として選択してもよいので、関連意匠登録された本意匠にのみ類似するとは限らない点に注意が必要である。したがって、関連意匠群の登録事例は、その本意匠と関連意匠との類似関係については審査判断事例として参酌することができるが、関連意匠群の他の意匠との関係は不明である。

●図６　意匠登録1671407　ボラードライト

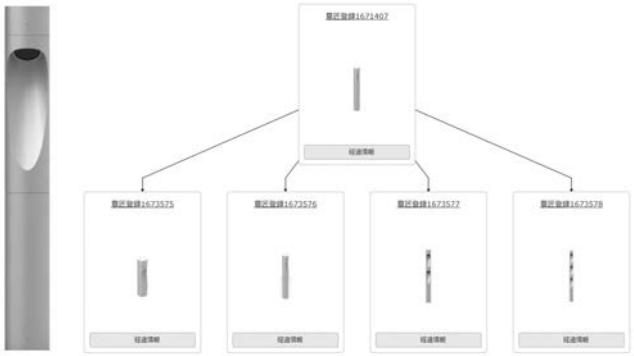

J-PlatPat　関連意匠情報「系図」

●図７　意匠登録1684509　粉塵飛散防止カバー

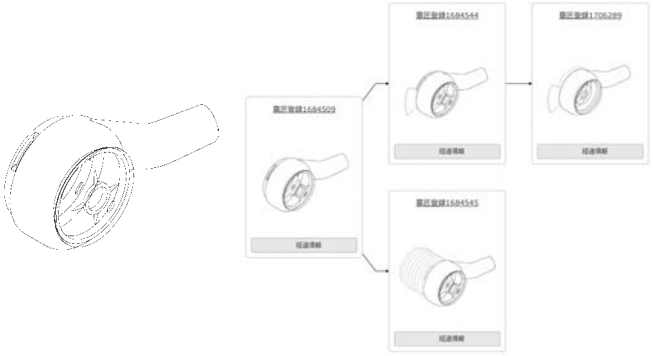

J-PlatPat　関連意匠情報「系図」

２．連鎖する関連意匠

１）登録事例「ゲーム機」

本件「ゲーム機」の登録例は、基礎意匠（意登1442138・全体意匠）に関連意匠が連鎖的に登録され、基礎意匠は全体意匠であったが、関連意匠の末端では基礎意匠とは明らかに類似しない部分意匠（意登1747396及び意登1747397）が、意登1715468を本意匠として登録されている事例である［図8-1・2］。本件関連意匠である意登1747396及び意登1747397は、審査で拒絶され、審判で登録されたものである。両意匠の経過はほぼ同一であるので、以下意登1747396について検討する。

２）拒絶理由

審査における拒絶理由は、本願意匠は「先行の公知意匠に類似」し意匠法３条１項３号に該当すると

●図8-1　意匠登録1442138　から　1747396及び1747397

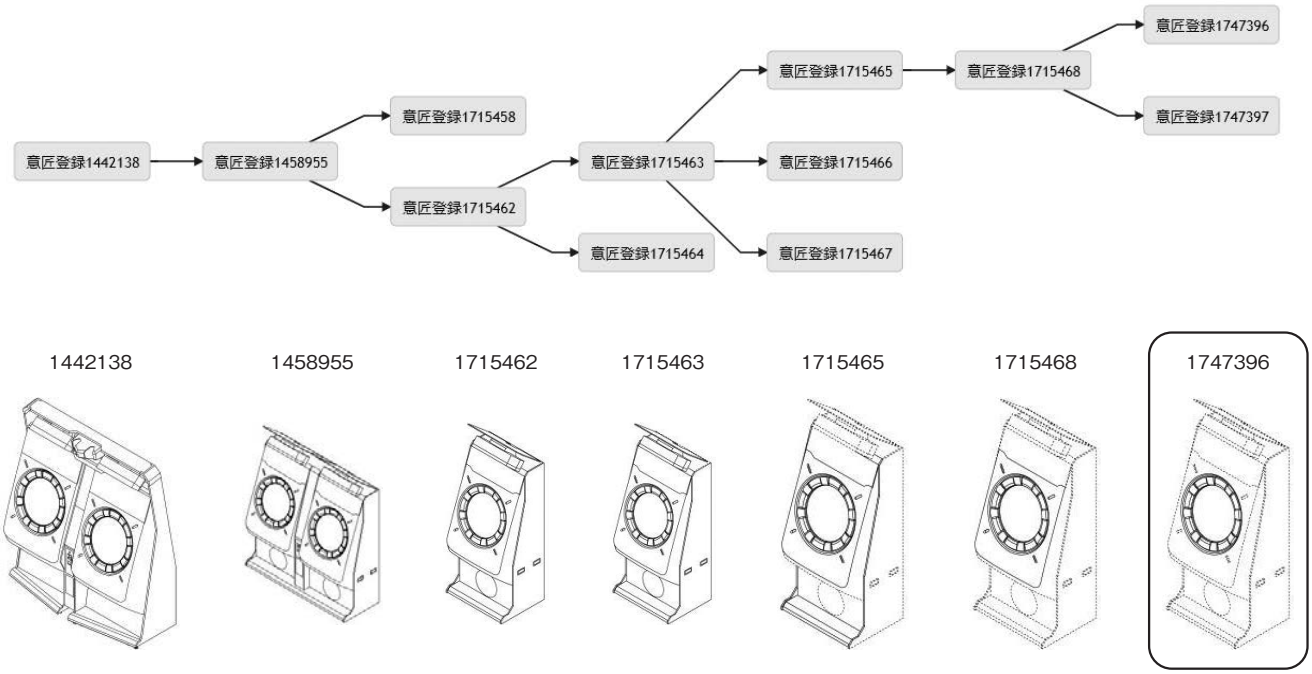

●図8-2

意匠登録1442138　　意匠登録1715468　　意匠登録1747396

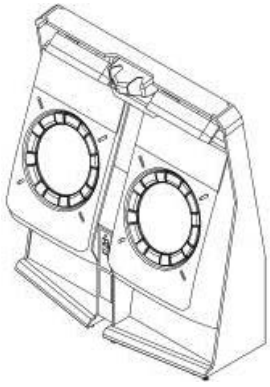
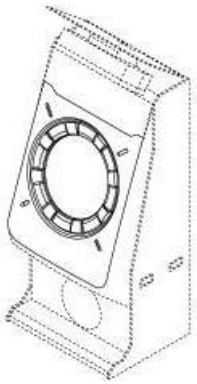
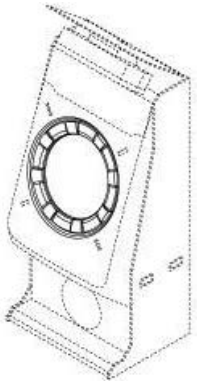

いうもので、引用公知意匠は「意匠登録第1442138号(意匠に係る物品、ゲーム機）の意匠(ただし、主に引用するのは、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分である、正面の略円盤部分)」である。すなわち､引用意匠は「基礎意匠(ゲーム機全体意匠）の一部である正面の略円盤部分の意匠」(略円盤部分の部分意匠）である。

そして、拒絶理由通知には、追記として、「本願の本意匠とした意匠とは、…範囲が、本願意匠は略円盤部分であるのに対し、本願の本意匠とした意匠は略円盤部分と略円盤部分が配置される板状部であるため、意匠登録を受けようとする部分の範囲が大きく異なることから、意匠登録を受けようとする部分の形状が類似しません。したがって､本願意匠は、本願の本意匠とされた意匠の関連意匠とは認められません。このため、引用意匠は、本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠から除外されません」との記載がある。

意見書の内容は経過情報にないが、拒絶査定は、「本願意匠と本願の本意匠とした意匠とは意匠登録を受けようとする部分の範囲が大きく異なることから類似しないため、本願意匠は本願の本意匠とした意匠の関連意匠とは認められません。そのため、本願意匠は引用意匠の掲載された意匠登録出願2011年27430号(意登1442138）の意匠を基礎意匠とする関連意匠とは認められないことから、当該意匠登録出願が本願の本意匠とした意匠の基礎意匠であっても、その意匠公報は本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠からは除外されません。そして、拒絶理由通知書に記載のとおり、本願意匠は引用意匠に類似するものです」と述べる。

3）審決

審判請求人は審判請求理由で、「本意匠は、その基礎意匠を引用意匠である意匠登録第1442138号意匠として設定登録されたものである。すなわち、本願意匠が、本意匠と類似する場合には、基礎意匠となる引用意匠については、意匠法第10条第８項の規定により、本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠から除外されるものである」と述べ、本願意匠と本意匠との「要部となりうる構成は「略円盤部分」である」とし、「本願意匠と本意匠とが類似するもので」あり、関連意匠として登録されるべき旨を主張する。

審決は、「本願の意匠について原査定の拒絶理由を検討するとその拒絶理由によって本願を拒絶すべきものとすることはできない」として、関連意匠登録をしているが、その他の具体的な判断内容について記載はない。だが、審決も、本願意匠と本意匠とが類似すると判断し、引用意匠(略円盤部分の部分意匠）は本意匠(意登1715468）と類似する「自己の意匠」であり、本願意匠の新規性等の判断の基礎となる意匠から除外されると判断したものと推認される。

３.「ゲーム機」事件の問題

１）残された問題

以上のような次第で、本願意匠は関連意匠登録を受けたと推認されるが、しかし、根本的な問題が残されたと思われる。すなわち、問題①は、本願意匠（意登1747396）が本意匠（意登1715468）と類似するとしても、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は、基礎意匠（意登1442138）の公報において公知となった意匠であり、本意匠（意登1715468）の出願前に公知の意匠であるから、意匠法10条８項に規定する基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する自己の意匠に該当せず、除外される自己の意匠ではないこと、そして、問題②は、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は基礎意匠（意登1442138）と類似する意匠ではなく、非類似の意匠であるから、意匠法10条２項に規定する本意匠と同一又は類似する自己の意匠には該当せず、除外される自己の意匠ではないことである。

２）本意匠出願前の「自己の意匠」

意匠法10条２項、８項によれば、基礎意匠及び関連意匠と同一又は類似の「自己の意匠」が、関連意匠の登録要件判断において除外される資料（除外意匠）となる。本件「ゲーム機」の本願意匠（意登1747396）が本意匠（意登1715468）の関連意匠として登録された理由は、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は、本意匠（意登1715468）に類似する意匠であり除外意匠となると判断されたためと推認される。

しかし、問題①で述べたように、引用意匠は本意匠の出願前に公知の意匠であり、本意匠に類似する自己の意匠であっても除外意匠とはならないので、本願意匠の拒絶理由は解消されないのである。

『基準』（Ⅴ部3.7.2）７頁は、「意匠法第10条第２項及び同第８項の規定が適用される公知意匠」について、「（１）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時以降に公知となったもの（２）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの（３）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されているもの」と規定している。この規定から明らかなように、除外される自己の公知意匠は、基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似する意匠」であって、かつ、基礎意匠又は関連意匠の「出願時以降に公知になったもの」に限られるのである*13。

３）本意匠に類似しない「自己の意匠」

（ア）引用意匠は基礎意匠と同一の自己の意匠か

本件「ゲーム機」の本願意匠（意登1747396）が本意匠（意登1715468）の関連意匠として登録された理由は、本願意匠（意登1747396）が本意匠（意登1715468）に類似し、かつ、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は基礎意匠の部分意匠であるから、除外意匠となるとの解釈とも考えられる。すなわち、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は基礎意匠の一部であり、基礎意匠そのものであり、基礎意匠と同一の自己の意匠であるとの解釈である。

（イ）公知意匠

公知意匠に関して、『基準』（Ⅲ部２章３節2.1）１頁は、「刊行物に記載された意匠」とは、「刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される意匠をいう」と述べる。また、『基準』（Ⅲ部２章１節2.1）１頁（注）は、「刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。また、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係

●図9

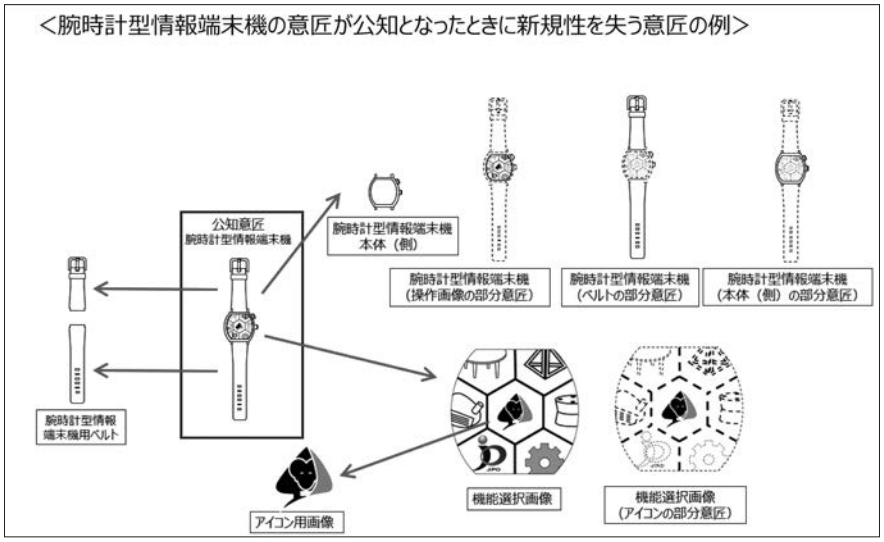

る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う」と述べる。その具体的事例として、『基準』（Ⅳ部１章6.2）31頁は、「公開されている公知意匠が操作画像の表示された腕時計型情報端末機である場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、腕時計型情報端末機の意匠だけではなく、部品として認識可能な腕時計型情報端末機用ベルト、腕時計型情報端末機本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、腕時計型情報端末機や操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる」と述べる［図9］。

（ウ）除外される「自己の意匠」

関連意匠出願について新規性・創作非容易性の要件判断の資料として除外される「自己の意匠」（除外意匠）について、『基準』（Ⅴ部3.7.5）10頁は、「乗用自動車」の事例を挙げて説明している［図10］。この事例によれば、自己の公知意匠において除外される意匠は、登録意匠（部分意匠）と同一又は類似する部分意匠だけである*14。したがって、登録意匠（部分意匠）と類似しない自動車全体意匠は、登録意匠（部分意匠）を本意匠とする関連意匠について、引用意匠となる。また、自己の公知意匠が登録意匠に比べて狭い範囲の部分意匠である場合には、登録意匠と類似する意匠でなくなり、登録要件判断

●図10

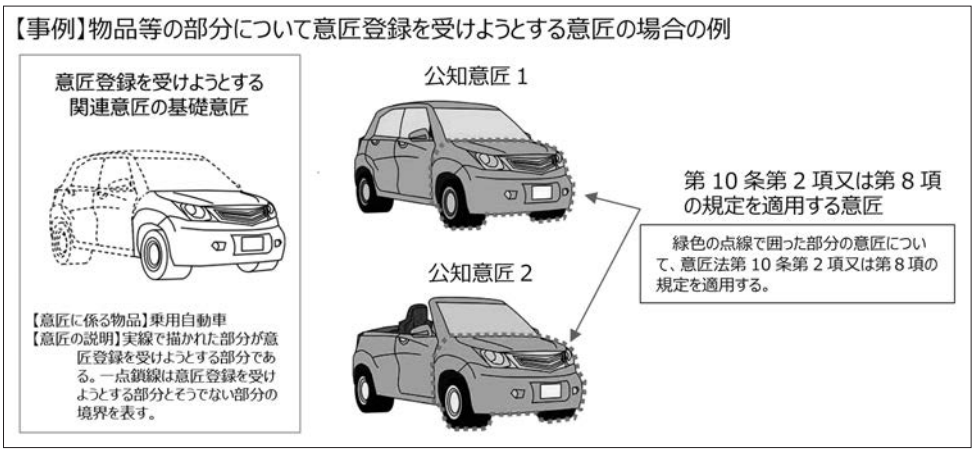

において除外される意匠とならない場合も生じる*15。意匠登録出願に係る意匠に包含される意匠について、すべて自己の意匠として除外することはできないのである。

以上の『基準』等を参酌すると、関連意匠の登録要件判断資料から除外される「自己の意匠」とは、基礎意匠又は本意匠となる関連意匠と同一又は類似する自己の意匠だけであり、基礎意匠・本意匠に類似する「自己の意匠」の範囲を、基礎意匠・本意匠に包含される意匠全体（当該意匠と非類似の意匠）にまで拡大することは不可能と考えられる*16。

（エ）本件関連意匠の登録の可否

以上のとおり、引用意匠（略円盤部分の部分意匠）は基礎意匠（意登1442138）の公報において公知となった部分意匠であるが、基礎意匠とは部分の範囲が大きく異なり、類似しない意匠である。基礎意匠の一部の意匠であるとしても、基礎意匠と同一又は類似の自己の意匠であると解釈することはできない。また、関連意匠（意登1747396）は、本意匠（意登1715468）に類似するとしても、引用意匠は基礎意匠の公報掲載意匠であって、本意匠出願前の公知意匠であり、引用意匠を本件関連意匠の新規性判断の資料から除外することはできない。したがって、本件関連意匠は、基礎意匠の公報掲載された引用意匠（部分意匠）に類似するものであり、関連意匠の意匠登録を受けることはできない可能性が高いと思われる。

しかし、このことは、本件にとどまらず、関連意匠制度全体に深刻な問題提起をすることになる。

４．関連意匠制度の問題点

１）「ゲーム機」事件の問題提起

上記「ゲーム機」において検討のとおり、10条２項、８項に規定する基礎意匠・関連意匠に同一又は類似する「自己の意匠」とは、①基礎意匠・関連意匠の出願後の公知意匠であって、②基礎意匠・関連意匠に同一又は類似する意匠であり、そこに包含されている基礎意匠・関連意匠に類似しない意匠（部分意匠や部品意匠）は除外される自己の意匠とはならない。

したがって、基礎意匠が公報発行や実施等により公知になった場合、その後出願される関連意匠については、除外される自己の意匠は基礎意匠に類似する意匠だけであり、基礎意匠の一部（基礎意匠に類似しない部分意匠）は引用意匠となる可能性がある。したがって、先行意匠（基礎意匠や関連意匠）が公知となった場合には、ほとんどの場合に関連意匠の登録はできない可能性があると考えられる。

２）基本的な事例検討

例えば、[図11]のような事例が考えられる。各意匠は同人の出願意匠で、意匠登録を受けようとする範囲が相違する部分意匠である。【A意匠】は【B意匠】と、【B意匠】は【C意匠】と類似し、【A意匠】と【C意匠】は非類似である。（図面は実際の類似

●図11

関係ではなく、イメージとして理解を助けるために記載した。)。それぞれ公報発行後にA、B、Cの順に出願されたものとする。

「ゲーム機」事件で検討したように、【A意匠】の公報発行や実施があると、【A意匠】に包含された意匠として「公知C意匠」も公知になる（上記[図９]参照。)。【A意匠】に包含された「公知C意匠」は、【A意匠】に類似しない自己の意匠であり、【B意匠】出願前に公知となった意匠である。「ゲーム機」事件のように、【C意匠】出願は、【A意匠】に包含された「公知C意匠」に類似するものであり、関連意匠の意匠登録を受けることはできない可能性が高い。

さらに問題は、「公知C意匠」は、【A意匠】に類似しない自己の意匠であり、直近の関連意匠【B意匠】出願の登録要件判断の資料からも除外されないものである。したがって、【B意匠】出願は、【A意匠】に包含される「公知C意匠」に類似するものであり、関連意匠の意匠登録を受けることはできない可能性がある。

一般的にいえば、本意匠が公知（公報発行等）となった場合には、その後の関連意匠出願は、本意匠の公知意匠に包含される、本意匠と非類似の意匠に類似する可能性があり、関連意匠の意匠登録を受けることができなくなるという問題がある。これは、基礎意匠出願後10年間は関連意匠の登録を認めようという制度趣旨の根幹に係る問題である。しかし、上記の検討のとおり、この事実を変更する解釈はかなり難しいと思われる。

３）関連意匠制度の課題

上記の問題を回避し、改正関連意匠制度の趣旨である、基礎意匠の出願後10年（公報発行後も）、連鎖する関連意匠登録を可能とするためには、①除外意匠の時期的制限（本意匠出願後という制限）を外すこと、又は、②基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似」する意匠との制限を外すことが考えられる。しかし、これらは基準や運用レベルで対処することはかなり困難である。

①除外意匠の時期的制限（本意匠出願後という制限）を外すことは、本意匠に類似する自己の意匠には、本意匠出願前の公知意匠も含むと解釈することが必要になる。しかし、この解釈は新規性を登録要件の中心に据える意匠制度（創作保護制度）の根幹に係る変更であり、新規性喪失の例外は１年間しか認められないこととの整合性を考えると無理があると思われる。上記のとおり『基準』（Ｖ部3.7.2）７頁でも新規性例外の規定の適用は別途規定している。

②基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似」する意匠との制限を外すことは、基礎意匠・本意匠・関連意匠群のすべての意匠について、当該意匠の公報発行や実施がされた場合に、当該意匠に包含された公知意匠（上記[図９] 参照。）全てについて、当該公知意匠に同一又は類似する「自己の意匠」を関連意匠の登録要件判断資料から除外することが必要である。しかし、部分意匠も部品意匠も全体意匠とは類似しない可能性があることが前提となっており、この前提事項を関連意匠制度についてだけ変更する解釈は、かなり困難と思われる。また、上記と同様に、この解釈は新規性を登録要件の中心に据える意匠制度（創作保護制度）の根幹に係る変更であり、新規性喪失の例外は１年間しか認められないこととの整合性を考えると無理があると思われる。

現在の意匠法10条２項、８項の規定では、基礎意匠又は関連意匠に類似しない公知意匠（公報等に開示された意匠）は全て、その後の関連意匠の登録要件判断資料となり、除外されない。現行法の規定では、基礎意匠又は関連意匠に類似しない自己の公知意匠によって連鎖する関連意匠が拒絶されないようにすることは難しいように思われる。

旧類似意匠制度は、①部分意匠の概念がなく（部品意匠はあったが)、類似意匠は本意匠と同じ全体意匠だけであり、公知意匠の一部（部分意匠）が引用意匠となり拒絶されることはなかった。②意匠権は本意匠のみにあり、類似意匠は確認のためのものであった。③本意匠にのみ類似する意匠が類似意匠登録され、類似意匠にのみ類似する意匠は類似意匠登録を受けることはできなかった。このような条件

があったため、類似意匠について本意匠存続中はいつでも登録できたのである。

制度論として、令和元年改正関連意匠制度の趣旨（基礎意匠出願後10年間連鎖する関連意匠の登録を可能とする）を実現するためには、基礎意匠・本意匠に類似しない自己の意匠についても関連意匠の登録要件判断の資料から除外し、かつ、当該意匠出願前の自己の意匠についても除外できるような法改正を検討する必要がある。しかし、出願から10年も関連意匠の登録を認める制度設計は、旧類似意匠制度と比較すると、関連意匠にも独自の意匠権を認める点、及び、部分意匠制度が追加された点において、不可能な制度設計であるかもしれない。

また、関連意匠の制度設計において、自己の公知意匠の全て（本意匠が包含する、本意匠に類似しない自己の公知意匠を含めた全て）を登録要件判断資料から除外することは、新規性喪失の例外を10年間も認めることと等しく、新規な創作保護という制度の根幹に抵触することになる。とすれば、意匠制度（創作保護制度）の根幹に係る新規性要件及び意匠法４条の例外規定と整合させて、自己の公知意匠の開示（公報発行や実施）から１年以内の関連意匠の登録を認める制度で十分ではなかろうか。１年以内であれば、本意匠（基礎意匠）に類似しない自己の公知意匠も、登録判断資料から除外すること（新規性喪失の例外適用）は、妥当な制度設計と考えられる。

以上、連鎖する関連意匠の登録例を参照し検討したように、現在の関連意匠制度では、基礎意匠出願後10年間関連意匠登録を可能にするという制度趣旨が実現されない可能性があり、登録要件判断から除外される自己の意匠の範囲について検討が必要である。また、関連意匠制度は世界的に見て極めて独自な制度であり、慎重な検討を要するものと思われる。

＊13 なお、新規性喪失の例外の規定が適用されているものは例外的に除外意匠となるが、その自己の公知意匠も、基礎意匠又は関連意匠と「同一又は類似する意匠」に限定されており、意匠法４条の新規性喪失の例外の規定が適用される公知意匠全体（公知意匠には基礎意匠に類似しない意匠も包含されている）ではない。

＊14「付加的なパーツがついておりましても、乗用自動車の部分を区別して、他のパーツと認識ができる場合には、その乗用自動車を公知資料から除外して考える」と説明されている（基準WG16回議事録〔下村〕17頁）。

＊15「公知になってしまった意匠である点線の部分が…同一又は類似でなければならない。…点線に囲われるパーツの範囲が小さく…場合によっては、類似の範囲から外れて引例となる」〔青木〕。「分量が小さくなると自己の本意匠と違う意匠になっているということもあり得る」〔下村〕。「混然一体の場合にはそもそも引例になるし、区別できる場合であっても本意匠との関係で類似性を失うような例になってしまったら、やはり引例になり得る。」〔青木〕。「はい。そうですね。」〔下村〕（基準WG16回議事録25-26頁）。

＊16 なお、自己の意匠に類似するか否かの問題とともに、自己の意匠といえるか否かも問題となる。意匠委員会「新しい関連意匠制度の概要と実務上の留意事項」（パテント vol.73 No.11（2020）〔梅澤〕49頁）は、「問題は、公知意匠「自動車」全体（他人創作のタイヤやフインを含む）と関連意匠が類似する場合の扱いである。車体部分は自己の意匠として除外されても、他の創作が加わった公知意匠「自動車」全体は自己の意匠ではない。したがって、関連意匠が公知意匠「自動車」全体に類似する場合は、基礎意匠に類似していても拒絶されることになろう」と述べる。